諸州採薬記

楢村政隆

伊藤大隅記

特7
5
390

国立国会図書館　タイトル『諸州採薬記』 請求記号 特7-390

ガラス使用

特7-390

伊藤長太郎記

諸州採薬記抄録 巻弐

国立国会図書館藏

一 土佐國

早乃浦鰹節の名あり也江府ふく
交易ふる不一節ゆし價百三四十錢
まてもてへきと世所ゆしくらづうよ十錢
ゆるしたる長ゆ長ゆ年ゆ者又同ゆ長
麦の法ゆう海ゆう商ゆ龍上ゆう
人家老損ぞすゆう材ゆふ生敵

泛法螺貝を吹立て御民大勢
集りて是を送迎ふ送れば
他所へゆき又は海へ流れゆくと
此国地の村々に是の道具を国民
所持せること不思議成虚説
なれども又国土より小馬多出ること世界
土産物と云ふ是は彼国の馬多出ること
疑ひなき類なるべし

一

地の此土乃馬肝法ちく丈ケこれ
是法より此馬也百数十里の路程を
皆こゝにして江都へ至て是をいと
むの憂なし　彼国ふ限て小馬のこと有
と白浜の年　嘉猪り有り彼小馬を
不知て国の事なし馬喰狂の者よ
價ふかゝるべきをそうし国土の和山
城乃下也爰ふ吸口と云ふ新石不也

[illegible]の[illegible]をみて[illegible]振ひて
[illegible]のかはしも[illegible]とてうつる
万代をまつのあるを君のためにこそ
うゑてそ見へし石垣乃[illegible]
ぐんのしれきろをと切りて助船
こうのきしふもとあてそれ
此歌よりして[illegible]古歌数[illegible]と云
材花のかつらまつ[illegible]と[illegible]

古仮紙出雲小板紙[illegible]出雲[illegible]
の掛塩尾戸焼乃古窯[illegible]又硯石茶碗
出[illegible]若狭之国若州小浜屋
此[illegible]亜根上人参其外上京の薬州
新敷種を極大勢有の山坂敷ケ所
[illegible]又国国[illegible]国の国より地[illegible]
[illegible]ふ[illegible]ゆ[illegible]彼者の[illegible]
婚姻[illegible]此大神と[illegible]其

又他人の面前にて行ひたるものなれ
ども其事を他の人に告とあるべきに
時にその人に取分て病氣となり
其原を問ふに事と後に帰法を
ものを行てそ命を失ふを彼者ふかるる
思ひ出て病速ふ癒ていへり

一伊豫國

大宝年一國の名山岳見在十一面

観世音右の面ふ岩屋に付面へとる府
二十一ヶ所を階(ハシゴ)なりて上る精進(クハシイ)潔斎
して行ふあるれ忽天狗ふ法力者
拐といふ仏民を惑ふ事とあり乃
ちて別ふ修験白山修験と組修験
ある社を弘法大師の新と有ると云
山ふ岩の紀音海とつんて
松吹風を浪よたとへん

国國西條領石槌山に國一乃宮ありて
大和郡山より行へきハ二十日程を
して行といふ上下あり六月原採藥
より二月末迄登り行きて採藥と
立ちらふ如ク出るとハ出るの上より
採ル出ル計りの潰と下て行り其
潰ハ永年て上り行ク又その上ハ
採ル出ル潰を上るらふ

ある出ると出り行ク西者右へ行
採見ハ千年乃宮へ落て死ス
危き難不ル可ル百ハ六張人行
の人数ハ山の禁まりてハ福者の
ハ行ハ案内せんと頼ひ行ク
に彼難不ル作んて山上へ行ク
ふものを人を見ル平うて
出ル潰ク人御ル人へ行ク

その名〳〵山上に不動堂を建て大
小三社有り山上より下を見る
こと遠く海の見き事一国を言葉
絶てなり難れ仏殿さへ二度行
事なしといへり

一讃岐国

金比羅権現右の方に鶴杖を打長さ三尺
余世俗に金比羅権現の杖作りなり

此所蒲麦乃名物也法住のその
庄屋と草鞋をとりきて有る者
なりの風俗なり此所の所領に
なりて其安堵なり
讃岐の富士といへる山なれ共
の歌なりと有よりなり
讃岐みなと見と富士と仮乃山
なりけの煙うすくまもれる

代不古歟ものしるし国史小
屋浦に拾餘浦出雲浦ものしるし水海多
鯛貝石面也国国拾餘浦八ケ所
小て南に出別見あり東北小備中備前国
南小豫別に八ツ小西に備後に
国国屋浦報恩寺十一面弘法大師
作也南面山に浦ものしるし
作長次信石碑に文ケ所多あり

碑文明らかなる代尊源平乃
古戦場なり代所乃海多平家
蟹(カニ)なる蟹の申小人面あり平家
の怨念小依て影あるなり則鬼
面蟹なり代小拾余て五六十浦
尊と国国を乗乃城下見所屋敷命
と高人あり彼方小義経一色の
庭あり六七百年経も枯色小

但し長サ四人位より八九人迄一様の
数二三千五百より六七千五百迄有り
此去春完平坪余有りと云ふ四国
一乃町人より同国八栗峯石山也
弘法大師開基合川の潮干時分市
扇の的石有因菊丸塚有られ
篤論なり同志度の国徳島藩
渡せ此不可思議面白不背の玉と百迄

とゝ此寺清浄光院志度寺塚ともよう
七拾石寺所有十一面観音宝物
数多有るゝ村老乃語る作不記

一伊勢国

阿津弘義縄多村津領内の村
ゝ
ゝうにとゝ物地より出る品乃
やう如ことゝ有り常の品にして
上下の品有て上乃ゝ八十貫目ゝ

價百錢位下のうに淺七寸洞位ふとす
也絡うにとして又同国の山中より
赤く光る石のようなものを出すと傳ふ
湯として田畑の表に入ひとしき国さに
国より雲母出る信ふきぶくとして
同国指板峠に板の大きなる岩
殺の指板として新たに
義絡のうちの乃指板を

常盤の色ふまぶべくして長れ

一下野国

中禪寺の山ちよ神ふ石有殺ふ
石ちゃ乃宮中似ちう牛ちゃ牛の殺ふ
似ちう常ちゃ菓絡として是を作る
かくせられ野州一国の表作は牛の
ふ食ちると云へり中禪寺湖ふ
長三里横一里余は牛も不ち湖ちを

那合宮八ヶ所ゝ[illegible]ゝ[illegible]大谷川の上
に湖あり上野原と[illegible]ふ所を[illegible]男鮮
棧敷と上野国赤城棧敷と[illegible]あり
神軍有りゝ[illegible]と上野ゝ
赤城へ[illegible]ゝ[illegible]人今ハ上野の名有
とゝ中禅寺の温泉ハ上州の人湯
治ゝ[illegible]に他ハ名とりて[illegible]
中禅寺棧敷奉[illegible]れ七月七日上州

赤城山へ向て矢を放ちとゝ[illegible]
又赤城山ゝ[illegible]の日光の男鮮棧敷へ
むかひて矢を放ちとゝ[illegible]男鮮棧
敷の山へ七月七日ゝ[illegible]人出る事
[illegible]月七月朔日ハ山ハ登ることを
禁止ゝとゝ[illegible]ハ[illegible]
ハあゝて大小便ゝる事を禁止ゝ
[illegible]ゝとゝ[illegible]人[illegible]

花を生ずるなり何のさうを形
日本華嚴の瀧七八十丈ばかり有り
三方小高く和國多賀の瀧といふ是
亜根の上人參詣ありし業樣ありし同
國粉河寺数生石粉河寺あり
付所陽和山彼数生石と称し剣で拔
なり又なりて常に考ふるなして
常の石小智なり付石の貴

小道なりしが石垣にかり家あり
て二軒ばかりとなりあり此松とんぼ
十八九町程も有と云る根のあい谷ふ
りて上より八人人にて世話する二人人
中間にて隠し置人人遠ちひとりとる
類乃本こは山より一軒ばかり有る
瀧を瀧頭の瀧といふ中湯を温泉
行乃ち志めり志の古間茶屋

乃敬しもつて二三町は世ふ
軒家ふ居く細道へ行て猟人を見れ
ぶて常ふ道の清ふ拾ひ取る又
日光ふ後き是流山より膳奥石動
一甲斐國
身延山久遠寺仁王門表間口十三間
横十間あり此石垣三百六十間
上九二町余あり久遠寺七間十三間の

日天門あり左り小楼堂にて
二重の塔あり
東照神君の御廟屋
西本堂十三間四面なり中小御堂
此脇一方四面あり 位牌堂の板敷
南向楼閣あり 大閣秀吉の建立
屋敷五重の塔 此下奥の院
本堂小後向の法院と云る法院の前
一尺四方の延寿殿 寿延の所也
上京の所也 此所久遠寺の末寺乃
寺へ日々七ツ時より 於西林の如教多
行堂と云 此所庵と中仏壇より 誓願
部人数いまだ人ぬ間と 詩と云 京良
男は不人家 平新寺 大弱 加け
指し庵と云り 這入源 而教ヶ所
世間十三間十四間 弘 陽 乃

こるゆ　五月五日の朱みを　五月雨　二度
流さしとふつれ　高良田村の　松柳　のみ
初の村中　けふと　はしめ　布施帰と　開く　是
色黒く　清やかなり　又同国　清井者
村中の　食物　小豆と　同じ　大豆の　味
高よく　天正の　比　村へ　授　別　山　詠
東照神君入御　日中の　最　中
御味方　加り　化　事　節　仕　後

当村山林　十里四方　年　詠　設　御免の
御朱印　下　五　重　村　乃　名　深　尾
孫　長　と　苗　字　と　名　ケ　山
東照神君　御　是　方　和　歌
難波　と　長　寿　の　陸　か　と　ふ　り
移　り　と　る　所　月　後　り
新　大　今　源　具　親　々　の　命　也　芝　天　正
元　年　芝　の　比　也　因　所　ま　り　の

川下の二方湯殿村に而小温泉あり
東照神君の温泉に浴し給ふ事
ありしの名を久寿寺と号し
[illegible]金小今是を天正三
年正月[illegible]
又同郡[illegible]の湯
信仰世の[illegible]
[illegible]頃より[illegible]
[illegible]八郎[illegible]

の方[illegible]民の[illegible]を志[illegible]て男女の
交合を[illegible]
若き[illegible]
同へ入[illegible]時ハ[illegible]
同へ入[illegible]
又朝[illegible]
合を[illegible]
信仰[illegible]
[illegible]

[illegible]人の出入半を禁止せしむ旅客示
めて彼国法を知らしめ
[illegible]国国石表村小宮村より丹州
今を甲斐不し小耳州[illegible]国宮主
山[illegible]古歌[illegible]後の宮主と称し又世伝
小後の宮主と[illegible]知[illegible]
元[illegible]山を甲州の山[illegible]
[illegible]れい甲州上吉田村表口十三国丹一山

勅額掛りあるなり宮井の言甲斐
一戸人なり後の村山口より今三振を
洞三貫文を甲州郡内の御代官津屋
へ年毎小上納[illegible]
[illegible]世国[illegible]表[illegible]
御代彼方[illegible]三振の代り小小[illegible]
三貫文上納[illegible]
新右衛門代改也後の大納言宮主

道法設さ在られ候節も甲斐国村
人等井より山上をこの道法二百年歳
十七万有と云ふ古来を富士参詣
有しより人今源左衛門口乃宗清
と云ふ仙人を表に立て
享保九辰年六月廿九日今年富士へ
登る山口六七万程登る村左右
大富士ヶ所所より大風雨なるよの
大雨山の下より降降る山の頂へ
上れ雨降り雷なるを夜定き事
巌穴のごとく富士の山と岩屋草
鞋なきものゝ足を作り下掛合こそ
居て家不乗を脱て岩屋の口に作る雪
を踏分ると及へり六月雪のふる事
無所なく笠傘なし夜困労して
明翌朝日出ると共に横と成

芝を食して腹にかりて雪を
被りて食せしに
まて中宮と以て新まて
色や角ちりて用半黄者と及て
其夜又汁不出是ものて
答為又前のごとく閉精正月の麦粉
中りの物と食して其苦者
を浸して嚙り歯に異ものに
非ず

彩分不及言語に絶ること
地上にて雨を雪を蒙て入し焚火
みし解用い常碗乃ち價八歳より
る日五日の間治る事に
斗を雪水を以て芝を煎

諸州採薬記抄録

国立国会図書館　タイトル『諸州採薬記』　請求記号 特7-390
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸州採薬記』　請求記号　特7-390
ガラス使用

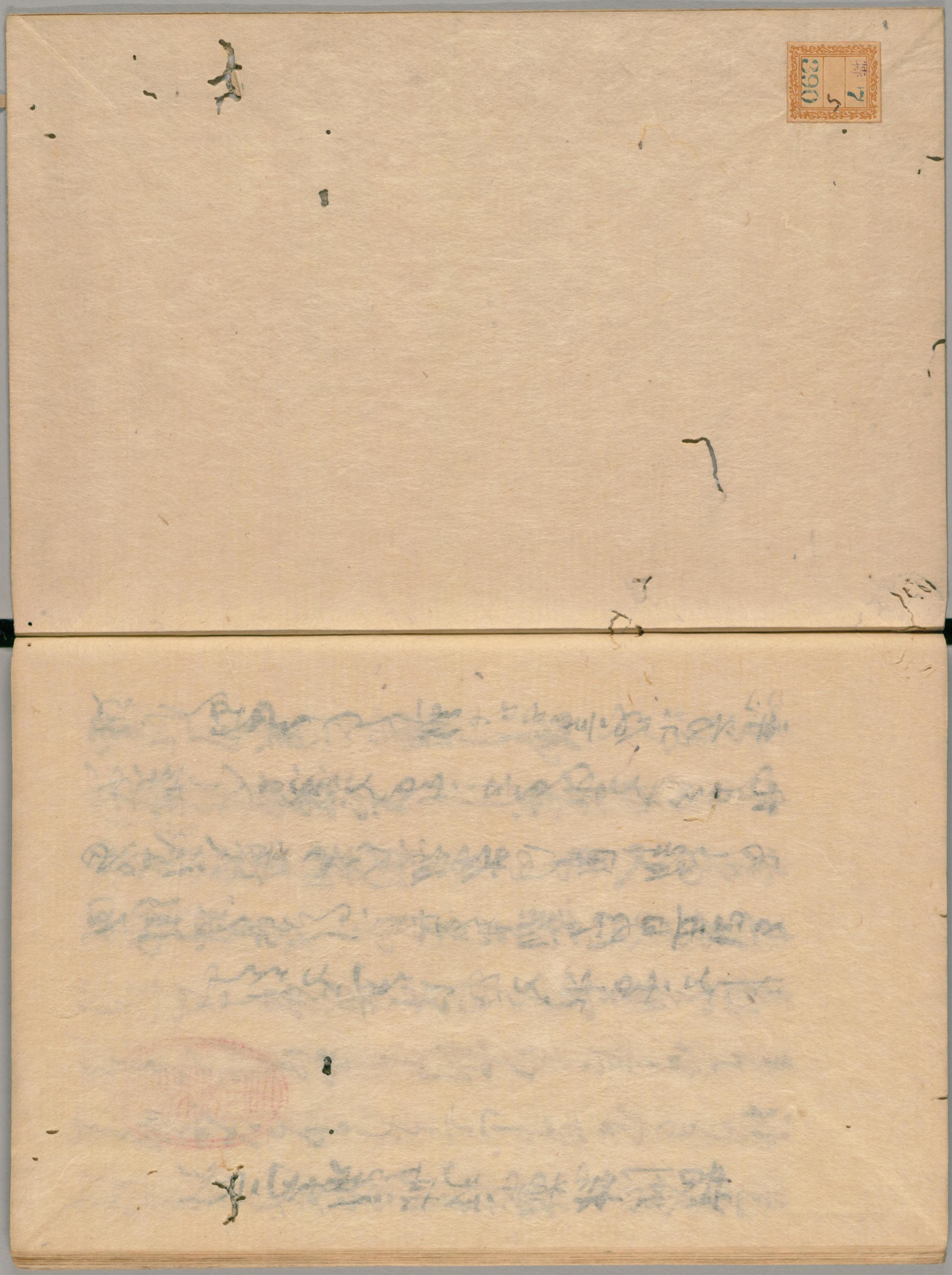

国立国会図書館　タイトル『諸州採薬記』　請求記号 特7-390

ガラス使用